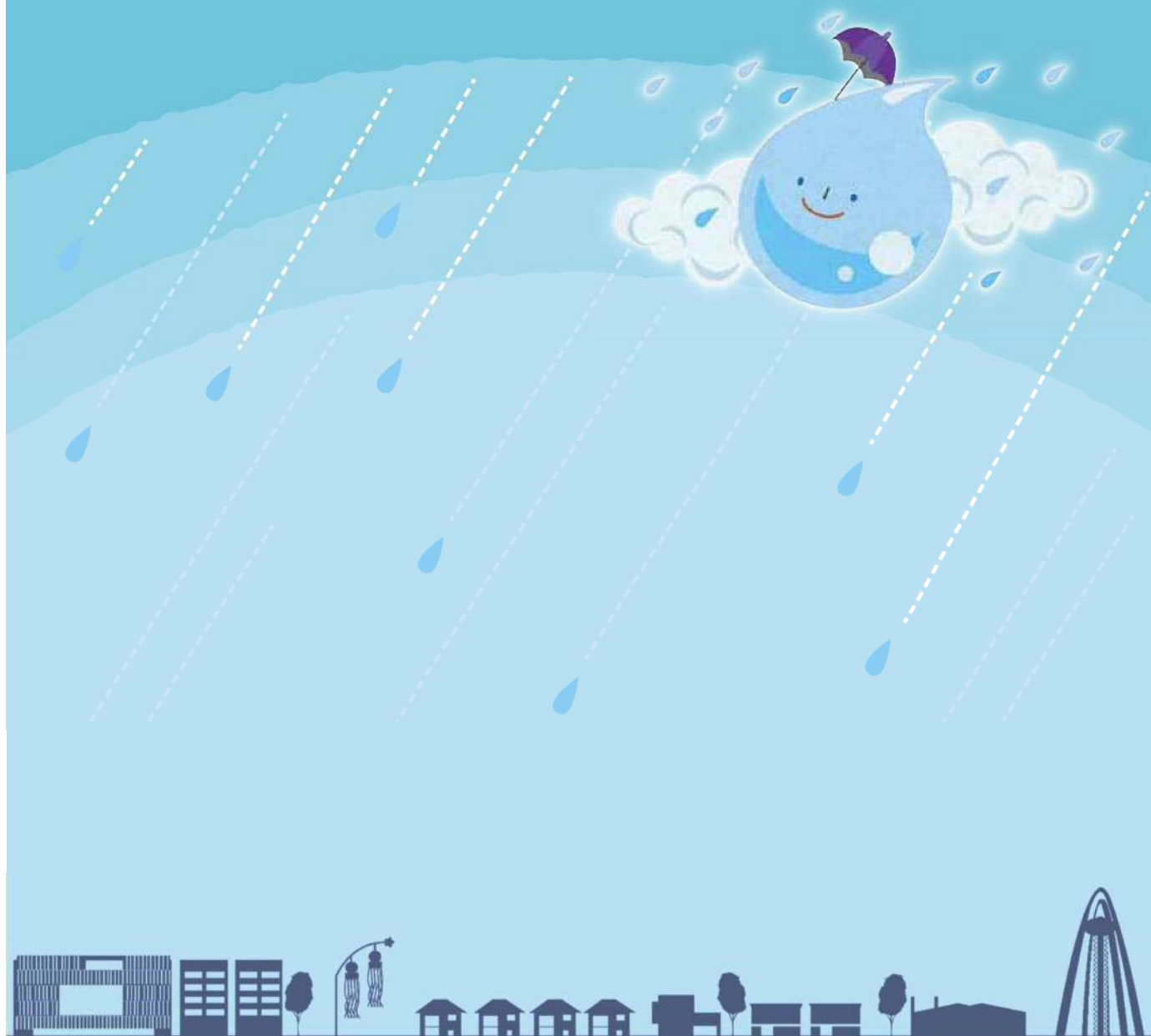


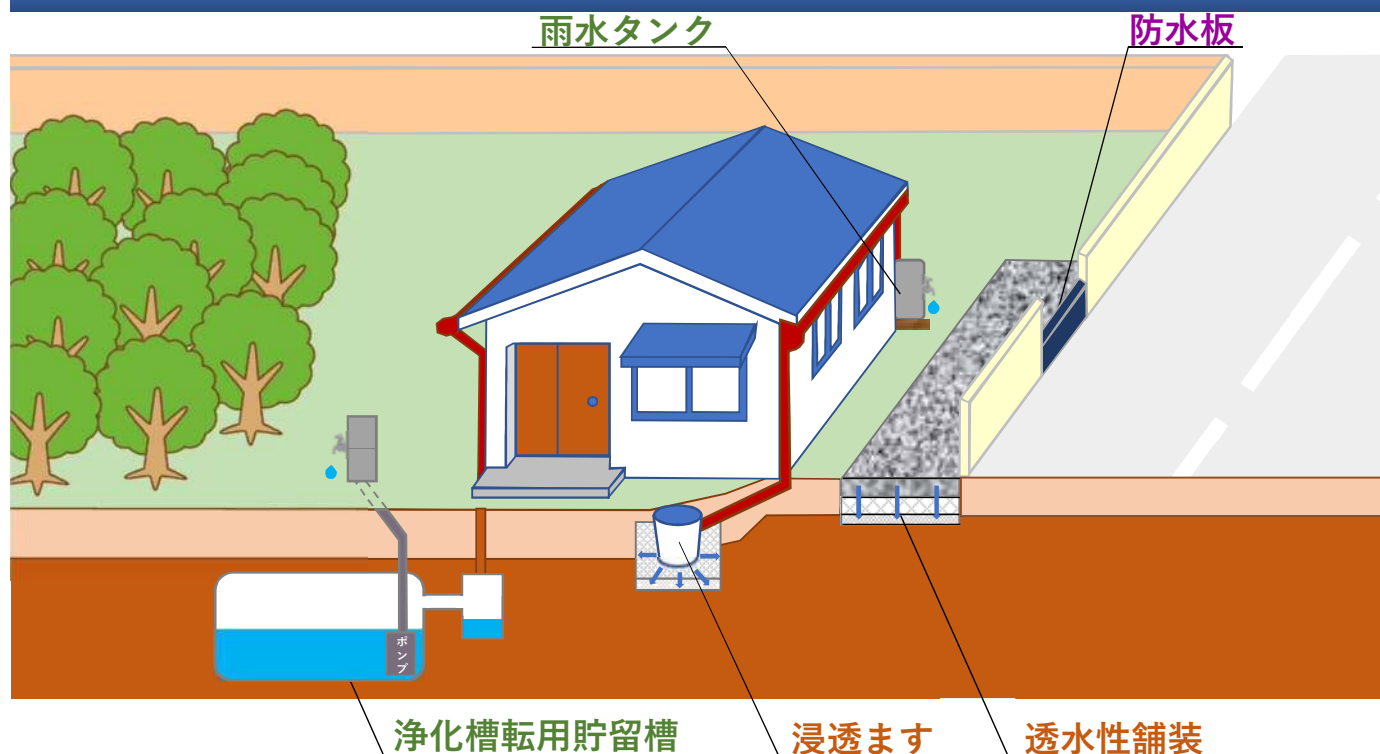
みんなで浸水対策

～浸水対策施設に補助金を交付しています～



一宮市

補助対象施設



雨水貯留施設

雨水貯留施設は、**浄化槽転用貯留槽**及び新設の**雨水タンク**、並びにこれらに関連する給排水設備からなる施設です。【補助対象地域：市内全域】

- **浄化槽転用貯留槽**・・・公共下水道の接続などで不用となった浄化槽を転用して、敷地内に降った雨水を貯留する槽
- **雨水タンク**・・・敷地内に降った雨水を貯留する貯留容量が100ℓ以上の新設の貯留タンク

メリット：①雨水が河川などへ流れ込むことを一時的に抑制し、出水被害の軽減を図ることができる。
②植物への散水に使えるなど、雨水の有効利用ができる。
③地下水量の保全を図ることができる。

雨水浸透施設

雨水浸透施設は、**浸透ます**と**透水性舗装**です。

【補助対象地域：一部の区域（河川法第54条 河川保全区域）を除く市内全域】

- **浸透ます**・・・浸透孔などがある桧（ます）の側面や底面から、集水した雨水を地中へ浸透させる施設
- **透水性舗装**・・・雨水が舗装の中を通り抜けて、地中に浸透する特殊な舗装

メリット：①雨水が河川などへ流れ込むことを一時的に抑制し、出水被害の軽減を図ることができる。
②地下水量の保全を図ることができる。

防水板施設

防水板施設は、浸水防止専用の**防水板**、並びにその設置に必要な工事により設置された施設です。

【補助対象地域：市内全域】

- **防水板**・・・宅地などの浸水のおそれのある出入り口に設置するもので、浸水に耐える素材、かつ取り外しまたは移動が可能なもの

メリット：宅地内への浸水を防ぐことができる。

補助金額

雨水貯留施設

1 施設につき **工事総額の10分の9 に相当する額**を補助します。

●浄化槽転用貯留槽の補助限度額

人槽区分	補助限度額 (1 施設当たり)
5 ～10人槽	150,000円
11人槽～	1 人槽増えるごとに 1,000円ずつ増額とし、 上限は300,000円とする。

●雨水タンクの補助限度額

貯留容量	補助限度額 (1 施設当たり)
100 ℓ 以上200 ℓ 未満	45,000円
200 ℓ 以上300 ℓ 未満	60,000円
300 ℓ 以上500 ℓ 未満	70,000円
500 ℓ 以上900 ℓ 未満	90,000円
900 ℓ 以上	210,000円

雨水浸透施設

浸透ますは 1 基につき **工事総額の10分の9 に相当する額**、透水性舗装は **1 m²につき500円**を補助します。

●浸透ますの補助限度額

補助限度額 (1 基当たり)	補助対象
24,000円	1 区画の敷地内 4 基、 96,000円を限度とする。

●透水性舗装の補助限度額

補助限度額 (1 区画当たり)	補助対象
300,000円	舗装面積は、600m ² を 限度とする。

防水板施設

1 区画につき **工事総額の2分の1 に相当する額**を補助します。

●防水板施設の補助限度額

補助限度額 (1 区画当たり)
300,000円

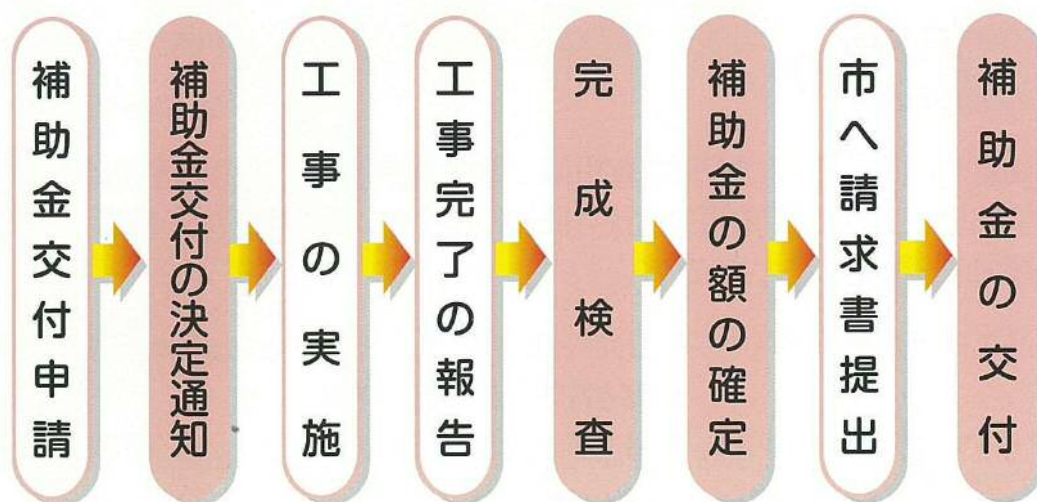
※補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を補助金額とします。



補助の対象とならないもの

- ・国、他の地方公共団体が設置するもの
- ・一宮市住宅事業等に関する指導要綱に該当するもの
- ・大規模小売店舗立地法に該当するもの
- ・既に補助金を受けたことがある浸水対策施設（雨水貯留施設、雨水浸透施設、防水板施設）を作り変えようとするもの
- ・移転補償等機能回復により設置するもの
- ・特定都市河川浸水被害対策法（平成18年1月1日施行）に基づく許可により設置するもの
- ・建築物等の新築に伴い、防水板施設を設置するもの
- ・工事費の支払いが現金払いのもの
- ・市長が補助金の交付を不適当と認めたもの

手続きの流れ



ご注意

- 必ず設置する前（個人設置の場合は材料費購入前）に申請してください。
補助金交付の決定通知前に設置した場合は、補助の対象になりません。
- 郵送では受け付けておりませんので、申請時は治水課窓口へお越しください。

問い合わせ先

一宮市役所本庁舎 8 階 建設部治水課
〒491-8501
一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号
TEL 0586-28-8642